

## 遺産整理業務 相続手続トータルサービス

支払時期	手数料(税込み)		
遺産分割の手続きの完了時	相続・遺贈財産に係わる三井住友信託銀行所定の相続財産評価額(消極財産控除前)に対し、以下のA、Bの計算を行った合計額とします。		
	A	三井住友信託銀行にて契約中の預金・信託商品などの金銭債権および三井住友信託銀行が募集・販売・仲介した投資信託・国債・保険商品・金融商品など、および野村証券お預かり資産に対して <span style="float: right;">0.33%</span>	
	B	上記A以外の財産に対して	
		5,000万円以下の部分	2.20%
		5,000万円超1億円以下の部分	1.65%
		1億円超2億円以下の部分	1.10%
		2億円超3億円以下の部分	0.88%
		3億円超5億円以下の部分	0.66%
		5億円超10億円以下の部分	0.44%
10億円超の部分	0.33%		
<p>※相続手続トータルサービスの最低手数料額は上記算式に関わらず110万円(税込み)とします。</p> <p>※遺産整理に際し、特別の手続きを要する場合は、規定の手数料以外に別途、特別の手数料をいただく場合があります。 (例:海外に相続人がいる場合の海外渡航費用など)</p> <p>以下の費用をはじめ遺産整理実行に必要となる実費は、お客さまのご負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料</li> <li>戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用</li> <li>預貯金などの残高証明書など発行手数料</li> <li>鑑定評価手数料</li> <li>不動産売却手数料</li> </ul> <p>※準確定申告、相続税申告などにかかる税理士報酬などが必要な場合があります。</p>			

2019年10月1日現在